

ミニパネルディスカッション

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 武蔵野大学法学会 公開日: 2020-07-21 キーワード: 作成者: 栗田口, 太郎, 有吉, 尚哉, 小倉, 隆志, 池田, 眞朗 メールアドレス: 所属:
URL	https://mu.repo.nii.ac.jp/records/1266

ミニパネルディスカッション

パネリスト 粟田口 太郎
有 吉 尚 哉
小 倉 隆 志
司会 池 田 眞 朗

池 田 それでは質問用紙をもしお書きになった方がいらしたら。今頂戴したいと思えますけれどもよろしいでしょうか。もしいらっしゃらなければ、私のほうで司会進行いたしますが。よろしいですか。それではタイムスケジュールに従うとあと15分ぐらいしかありませんので、早速私のほうから、ただいまご報告をいただいた皆さま方に少し質問をするような形で、このシンポジウムを進めていきたいと思えます。まず粟田口先生、いろいろ包括的なご報告をありがとうございました。先生の観点から、例えば担保法改正の現在動き始めている議論の中で、先生としてはこの点はこうあるべきだとかいうようなことが具体的に1点、2点おありでしたら、先ほどの報告に付け加えて先生の個人的な見解を伺えたらと思えます。いかがでしょうか。

粟田口 ありがとうございます。現在まだ始まったばかりで、今後どうなるかも分からない状況ですので、私の現時点での考えにとどまりますけれども、申し上げます。私は池田副学長を理事長として、ABL協会の仕事もしています。アセット・ベースト・レンディングと呼ばれる、動産債権を中心とした流動資産を担保とした融資手法ですね。流動動産あるいは流動債権は、端的に言いますと在庫商品とか

売掛債権というものですが、こういったものを担保に取って融資をしていくという必要性が今後、高まる時期が来るであろうと思っております。現在は、好景気、あるいは無担保かつ低金利融資の競争環境にあることもあって、そのような担保付のファイナンスは、夙いである状態でございますが、今後、日本の市場環境がだんだん悪くなっていくに従って、そのような担保融資が必要とされる場面が増えてくるだろうと思っております。

そのような観点からしますと、流動動産あるいは流動債権について、先ほど申し上げたような担保としての透明性、予測可能性あるいは安定性といったものが、特に在庫動産については確保されていないというのが現状でありまして、担保実行するにあたっては、私は実行したことはあるのですが、ほとんど前例がないという状況で、かつ倒産手続における取扱いも、これは債権もそうですけれども、不明確な状態にある。ですので、そういった不透明な点がある程度は明らかになっていかないと、そもそも前向きの金融というものを進めるに当たっては使えないということになるので、予測可能性の確保ということが大事だということになります。

そう考えますと、動産あるいは債権担保融資の促進という観点からは、きちんとした対抗要件の制度を設ける。それによって、担保権の存在や順位などが分かるような仕組みとするということが重要ではないかと思っております。他方で、日本においては、まだまだこのような融資に対する理解が低いために、そのような担保を取られたということ自体で、担保設定者に信用不安が生じるという問題も起きておりますので、それとの兼ね合いをどうするかという問題はもちろんあるわけですが、ただ理想的な担保制度ということを考える場合には、今、申し上げましたように、対抗要件の見直しということが大事なのではないかというふうに思っております。

池田 ありがとうございます。それでは今回は有吉先生、先ほどのご報

告の中で法が不明確でも使われる場合は使われるというご指摘がありました。これは私も行動立法学という言い方で議論を始めているところですが、さらに言えば不明瞭だからこそ使われる場合もあるわけですね。歴史的に言うと、詳しいルールを作ると逆に使われなくなるというのが仮登記担保法などでも証明されているわけですが、そうすると先生、いろいろ新しいツールができてきたときにどういう発想・判断で規制をかけるか、促進を図るかという辺りが一つ面白いポイントかと思うんですけれども、どういうふうにお考えでしょうか。

有吉 ありがとうございます。促進法という観点ですと、先ほどの報告では資金調達の法的ツールということでお話をしたのですが、取り上げたもののうち電子記録債権や振替社債、あるいは報告では取り上げていませんが振替株式といったものは、それまで存在しなかったツールを法制度で生み出したものと評価することができますね。こういったものはそもそも法制度がないと存在をし得ないものですので、ルールを作った上であとはどのように使いやすいルールを作るかが課題になると思います。もし使いにくいルールになってしまうと、それはそれで残念だとは思いますが、それでも法制度がないとそもそも使うことができないわけですので、何もないよりはましと言えるのではないのでしょうか。プラス1ではないかもしれないけれど、プラス0.1の効果はあるという意味で法制度を整備することの意味合いは大きく、また、法制度を作ることによるダウンサイドはないという言い方もできるかもしれません。ただもちろんプラスが大きいほうが良いということは、言うまでもありませんが。

一方で仮想通貨のように、既に実務で実際に使われているものについて法的に不明瞭な部分がある場合に、後付けで法律を作るというケース、これは非常に慎重に対応しなければならないと考えます。というのはまさに池田先生がおっしゃられたとおり、従来、明確な

法律のルールが決まっていがゆえに柔軟な解釈の中で法律関係ができ上がっていた、あるいは、できつつあるというところに、立法によってその実務を制約するような要件が明確な形で入ってくると、それは確かに明確にはなるわけですけど、今までできたことができなくなるというマイナスもあるわけですね。そのできなくなった部分大きいということになると、今まで使われていたものが使われなくなります。法的な効果が不明瞭ではなくなったので利用者被害のようなものも減るのかもしれませんが、逆に前向きに使う人もいなくなってしまうというリスクがあるわけです。促進法という言い方がよいかどうかは難しいところですが、私法上のルールを定める立法というのは、ルールを明確にするメリットがある一方で、既に実務が存在しているところに新しいルールを入れるというのは影響が大きい可能性があります。有効だと考えられていたものが無効になることもあり、大きい問題が生じるということがあるのですね。

規制についても類似のことが言えるわけでして、従来の規制がかからない中でコストや手間がかからずに取引をすることができていたものが、利用者保護を図るために規制を導入するということになると、その分、規制対応の負担は大きくなります。ただ、規制の場合は負担が増えるということであって、取引の有効・無効には影響を及ぼさないケースも多いわけです。規制の負担が重くなり過ぎて、取引が実行できなくなるということも残念ながら存在し得るところではありますが。そのため、既に実務に存在していてそれなりに実施されている取引については、私法上のルールを整えていくよりは、規制によって本当に問題がある部分、本当に当事者を守る、利用者を守らないといけない場面について、保護を及ぼすということをもって手当をするのが、より適正な範囲で適正な利用を進めるのに有効である場合もあると思っております。実際に、仮想通貨ないし暗号資産については、私法上のルールを作ろうという立法の動き

はないのですが、仮想通貨交換業規制が導入されています。政策的に良かったか悪かったか、今の状況はどうかということについては、ここで申し上げるつもりはありませんが、発想としては規制の形で実務を整えるということは、それなりに有効な方法であったのではないかと思います。

池田 ありがとうございます。それでは小倉様にお伺いしたいと思います。この度の公的補助金に対するPOファイナンスが大々的に進展しそうだというお話、大変結構だと思うんですが、きょうのお話で重要なご指摘は、発注側・支払側と納入側の両方のメリットを考えるというwin-winの関係を考えながらやっていくということと、最後にお話しいただいた今後の展望として、ITの仕組みとくっ付けて、単発のツールではなくて総合的な形でIT等の運用連携を図っていくということであるかと思うのですが、その辺りで小倉様として次の一手というか、今後お考えになっていることがもしあれば教えていただきたいと思います。

小倉 こういう専門家の皆さんが集まった機会ですと、あまり一般の方々の感覚に触れられることも少ないかと思います。普通の一般の方々の意識でいくと金融は嫌いです。なぜならば、金融は分からないからです。ITも嫌いです。分からないからです。金融やITは一番分かりにくいのです。法律も分からないから、嫌いな人のほうが大半だと思います。嫌いなものを前面に打ち出すと、一般向けのサービスにはならない、売れないのです。

ところで、これまでも売掛金担保融資をやろうとした人は死屍累々ですよ。ほとんど、討ち死にです。売掛金担保融資で資金調達したいのですが、ということ、借りたい企業が売上先企業にお願いに行くのは至難です。仮に行ったとしても、拒絶されることがほとんどだと思います。ちなみに、私が以前、FM東京のCFOをやっていたときには、売掛金担保融資をしたいという事業者がいた

ら全部断り、取引も直接行なうということを言っていたぐらいです。なぜかと言うと、発注者の立場からすれば、売掛金担保融資を認めて、債権譲渡を承諾すると、振込先が譲渡を受けた金融機関などに変わってしまうからです。売掛金担保融資になり、債権譲渡されると振込先が変わってしまう。振込先が変わってしまうと、たまったものではありません。今回はA銀行に振り込み、次はBノンバンクに振り込みなどということになってしまうかもしれないのです。経理部の立場から見ると、毎回振込先が変わってしまえば、送金ミスなどの人的ミスになる可能性もあります。もしも振込先を間違えて送金したら、回収できないケースもありえます。そうして起こったミスは全部、経理部の責任になるわけですから、そうしたことを受け入れる会社はないのです。従って、売掛金担保融資は成立しにくいのですね。発注者が協力してくれないことが多いからです。なぜならば、発注者にメリットがないからです。

そのため、いくら理論的に正しくても、実務上のメリットがなければ誰もやらないのです。それが、これまで売掛金担保融資の普及がなかなか厳しい状況になっている理由ではないでしょうか。そのため、売掛金担保融資を普及させるためには、まず発注者側の同意がなければ成立しないので、そこをどうメリットを作っていくかということが一番大きいのです。そして、金融を前面に出してしまうと乗ってくる人がいなくなってしまうので、目立たないように他のシステムの中に混ぜておくということですね。ですから、P O ファイナンス普及のために、今回私がやろうとしているのは、一つはEDI(受発注システム)との連携です。受発注システムの中に目立たないように電子記録債権を組み込んでおくのです。あまり分からないようにですよ。電子記録債権を説明すると大変なので、気づかないうちに入っていたぐらいの感じでやるのが多分、一番いけるのですね。ですから、当社の社名も何とか電子記録債権株式会社では

なくて、Tranzax という社名にしています。電子記録債権という難しい名前ではなく、フィンテック・ベンチャーの方がよほど分かりやすい。こういった意味で、一般の方々の意識・気持ちを大切にしながらサービス提供していかないと売れない。売れないと民間企業はつぶれてしまいます。そういったことに一番注意してこれからもやっていきたいと思います。

池田 ありがとうございます。それではもう一つ。上海財経大学の葛先生からのご質問なんですけども、栗田口先生、お答えいただけますでしょうか。ご質問としては日本には動産担保制度はありますか。アメリカ式かイギリス式かどのような制度設計なのかということですが、いわゆる動産抵当のようなものが日本にありますかと。日本では動産担保をどういう形で現行、譲渡担保等で動かしていますかということをお答えいただければと思いますが、いかがでしょうか。

栗田口 ありがとうございます。日本には、航空機、船舶、自動車など、登記・登録制度のある動産については、法律上、抵当権の制度があるものがあります。しかし、これを除けば、一般的な動産についての動産抵当制度は、法律で明文化されたものは、存在していません。例えば、この腕時計だとか、こういったものを抵当に入れたいという場合には、「譲渡担保」という、実務と判例において作られてきた仕組みで行っています。動産譲渡担保の対抗要件については、基本的には、民法の動産譲渡の対抗要件である「引渡し」の規定の解釈で行っています。動産・債権譲渡特例法による動産譲渡登記という制度もあり、法人が動産譲渡担保を設定する場合には使うことができるのですが、これも、動産譲渡登記をすれば、その動産の「引渡し」があったものとみなすという制度になっています。また、例えば、動産譲渡担保について、どのような実行方法によるのか、倒産手続でどのように扱われるのかということは、これまでの実務運用や、判例の蓄積によっています。従いまして、もう少しこれを発展

させていこうとすれば、きちんとした法律を作って明確化すべきなのではないか、と思われます。現実には、そのような立法化に向けた準備の動きも始まっています。ただ先ほど、有吉先生がおっしゃられた点は非常に重要な指摘だと思います。つまり、動産譲渡担保というかたちで培われてきた、これまでの実務運用を殺してしまったり、あるいはそれよりも不便になるような仕組みを作るということになってしまいますと、当然それは使ってもらえなくなるし、かえって経済社会にブレーキをかけてしまうということになるので、どのような法律制度にするかというのは極めて重要なことです。

日本では、先ほど池田先生がおっしゃられたとおり、仮登記担保法という、ときに失敗例と呼ばれることもありますけども、そのような前例があります。仮登記担保というのは、債務不履行の場合には債務者の不動産所有権を債権者に移転するという代物弁済の予約をしておき、そのような権利を仮登記しておくという担保です。もし実際に債務不履行が起きた場合には、仮登記を本登記とする形で実行するわけです。この仮登記担保については、それまでは法律がなかったところに、新たに仮登記担保法という法律の仕組みを作ったために、そして仮登記担保をするならば、それによらなければいけないということになったために、結局のところ、仮登記担保が使えなくなったと言われているわけですが、一般論としては、そのようなことにはならないようにする必要がある。ただし、私の理解では、仮登記担保というのは、すでに清算義務の判例が日本で確立していて、仮登記担保の仕組みでもって担保権者側が暴利をむさぼるといことは、もともと、できなくなっており、担保権者にとっての「うまみ」は乏しくなっていたのです。さらに、それに追い打ちをかける形で、仮登記担保法という法律を作ってダメ押しをしたので絶滅したということではないか、と思っています。仮登記担保について清算義務が確立する前は、担保権者が、被担保債権を上回る

目的物の余剰価値を「丸どり」という問題がありましたが、このような問題は、現在の譲渡担保には存在していません。すなわち清算義務は、判例・実務上、譲渡担保においても貫かれていますから、そういう問題はないわけですが、それにしましても、法律を作ることによって、今の実務の良さ、特に使い勝手の良さが失われてしまうということは、絶対に避けなければいけないだろうと思っています。

池田 ありがとうございます。それではもう一つ、拾壺・ビッグストーン株式会社の野村泰暉さんからご質問をいただいています。この人は実はわが武蔵野大学法学部の3年生で、起業家として会社を持って活躍している人なのですが、この人から ABL 融資、スタートアップ企業融資というのは地方の銀行では担当者に話しても通じない場合も多くて、こういうものについての普及・促進についてご意見を伺えると幸いです、ということをご質問いただいています。これは ABL 協会の私や栗田口先生で、休み時間にお返事をさせていただこうと思います。15時から次の第2部という予定になっておりますので、この辺りで金融パネルディスカッションを閉じさせていただきます。以上で第1部の終了ということで、よろしく願いいたします。どうもありがとうございました。